

I 職員の給与及び職員数に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

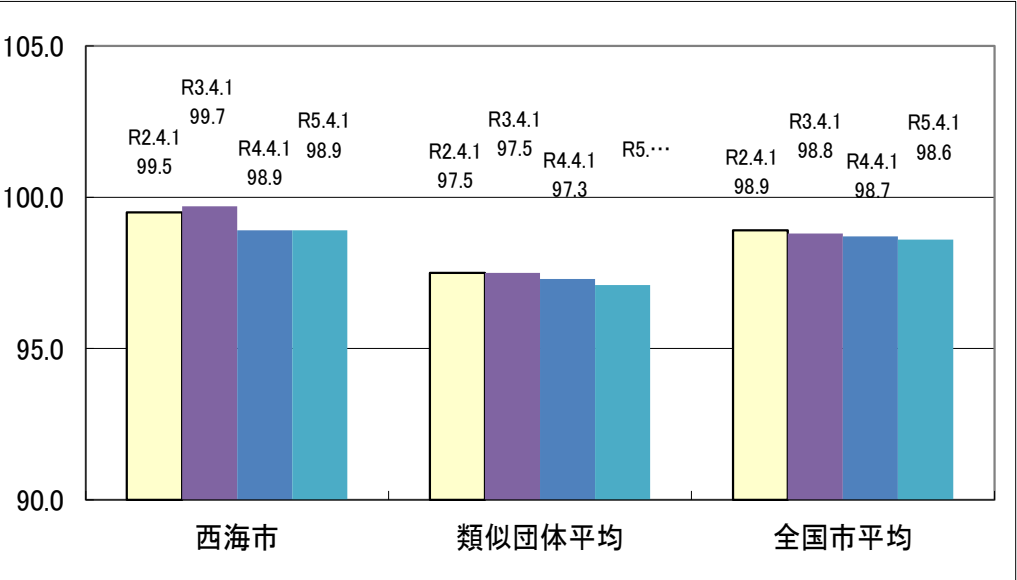
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 25,747	千円 23,056,090	千円 1,053,199	千円 3,073,680	% 13.3	% 12.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 313	千円 1,131,690	千円 212,591	千円 434,681	千円 1,778,962	千円 5,684	千円 5,812

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) ※本市においては地域手当の支給が無いため同じ値となっている。
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内 容)民間賃金の低い地域の実情を反映させるため、また、民間との較差を踏まえた50歳代台後半層の水準の見直しのため、医療職(一)を除く全給料表の水準を平均2%(最大約4%)引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

単身赴任手当の改定について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

住居手当の改定について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成17年4月1日に合併(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西海市	41.3歳	313,118円	390,193円	339,712円
長崎県	43.3歳	317,068円	388,483円	350,163円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.9歳	311,083円	366,040円	335,141円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
西海市	57.8歳	6人	318,622円	330,615円	322,956円	—	—	—	—
うち清掃職員	62.9歳	1人	193,600円	201,158円	193,600円	廃棄物処理業従業員	47.3歳	310,800円	0.65
うち用務員	56.9歳	5人	343,627円	356,507円	348,827円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	1.47
長崎県	54.0歳	114人	335,761円	379,701円	356,574円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	51.7歳	9人	308,660円	332,070円	321,379円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西海市	5,381,475	—	—
うち清掃職員	2,859,176	4,321,100	0.66
うち用務員	5,885,942	3,253,900	1.81

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2)年～令和4年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		西海市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	152,000 円	—
	中学卒	—	137,950 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,500 円	354,200 円	383,300 円	392,000 円
	高校卒	216,200 円	302,200 円	358,100 円	387,400 円
技能労務職	高校卒	203,600 円	262,800 円	294,200 円	340,500 円

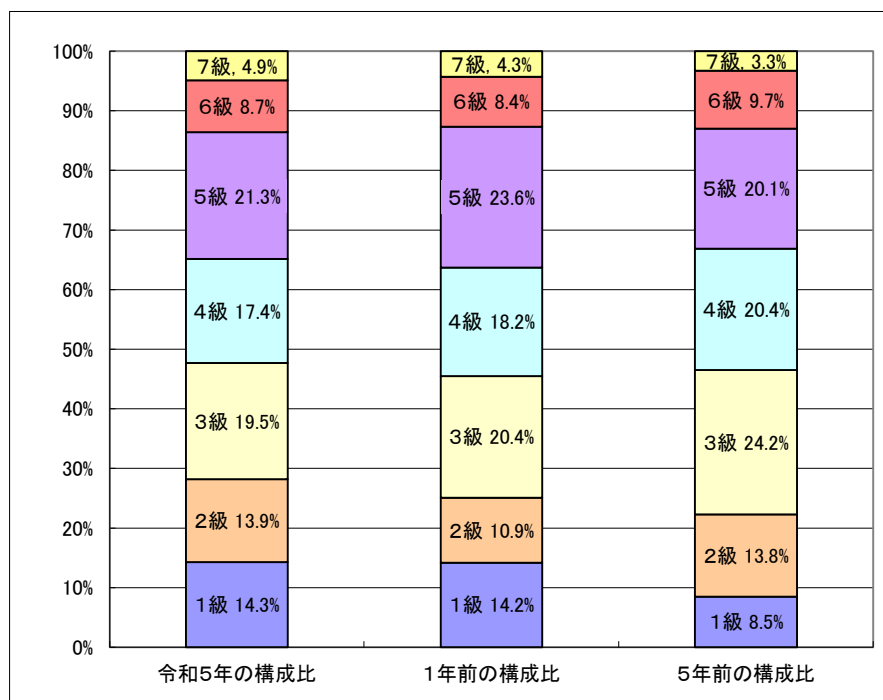
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	部長、統括総合支所長、理事、次長、議会事務局の事務局長、教育次長、総務課長	14 人	4.9 %	円 362,900	円 444,900
6 級	課長、総合支所長、局長、室長、監査委員事務局の事務局長及び参事	25 人	8.7 %	円 319,200	円 410,200
5 級	課長補佐、局長補佐、所長補佐、副参事、西彼市民課長、西海市民課長、大島市民課長、崎戸市民課長	61 人	21.3 %	円 290,700	円 393,000
4 級	係長	50 人	17.4 %	円 266,000	円 381,000
3 級	主査、主任主事	56 人	19.5 %	円 234,400	円 350,000
2 級	市長が定める基準に達した主事	40 人	13.9 %	円 198,500	円 304,200
1 級	主事	41 人	14.3 %	円 150,100	円 247,600
計		287 人	100.0 %		

(注) 1 西海市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

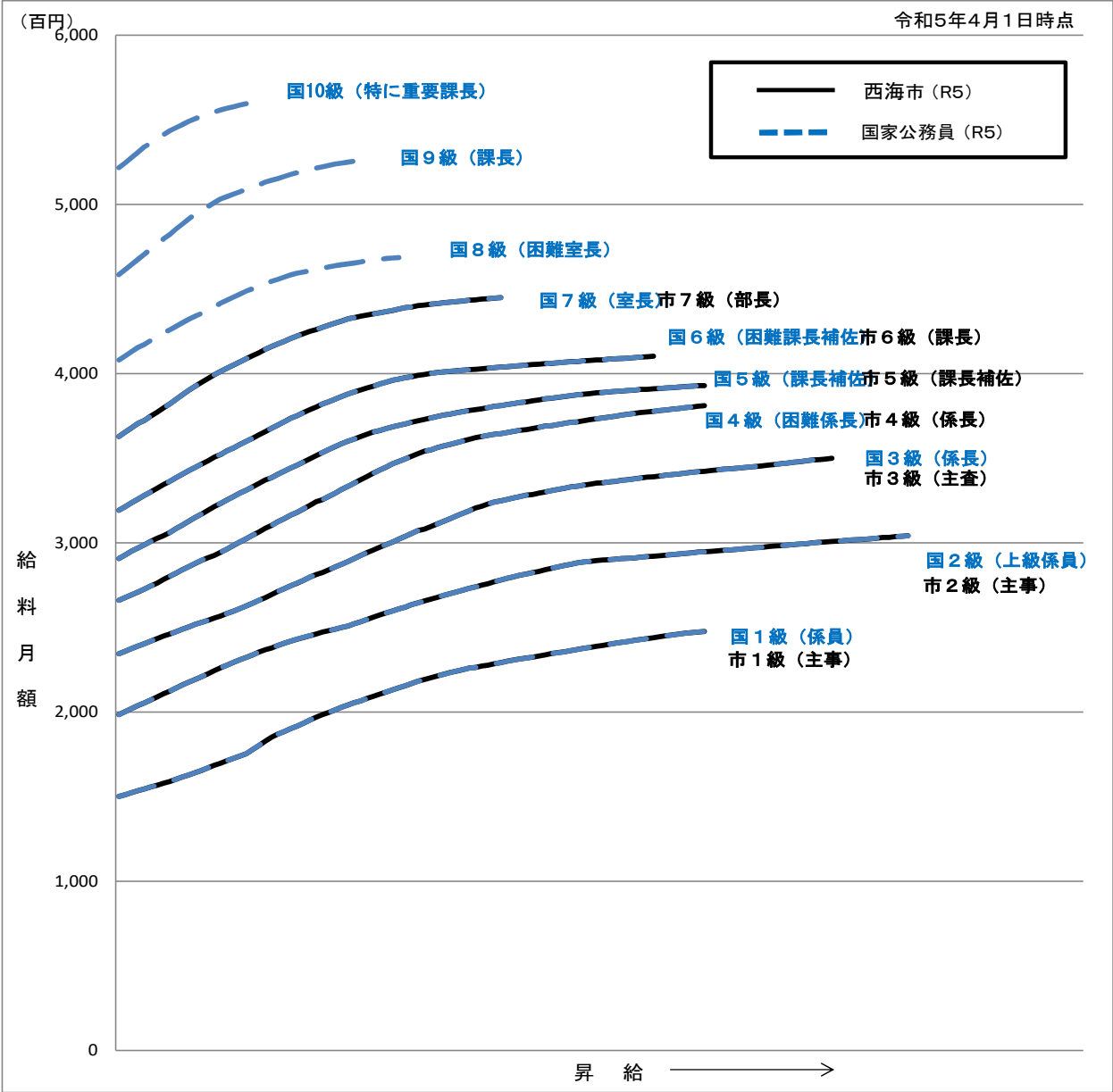
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年度に6級制から7級制に変更している。

(職務給の見直しによるもの)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(西海市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 海 市	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,497 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,534 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 0.95 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 0.95 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 0.95 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(西海市)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

西 海 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
一人当たり平均支給額	8,053千円	15,045千円			

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)	23,821 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	517,845 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	12.4 %
手当の種類(手当数)	8 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務従事者	市税の賦課、徴収又は収納管理に関する業務	1,708千円	給料月額100分の3
医師手当	診療所医師	医師に対する手当	20,460千円	月額100万円以内
社会福祉業務手当	福祉事務所ケースワーカー	ケースワーク、心理判定、一時保護等の業務	660千円	月額10,000円
感染症等防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染の危険がある作業に従事したとき	0千円	日額290円
行旅病人、死亡人取扱作業手当	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事した職員	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事したとき	0千円	(病人) 1回1,500円 (死亡人)1回3,000円
畜犬等死体処理手当	畜犬等死体処理業務に従事した職員	畜犬等死体処理業務	43千円	1件につき500円
航海手当	交通船乗組員	交通船航海業務	950千円	(船長) 給料月額の100分の8 (船員) 給料月額の100分の4
火葬業務手当	火葬業務業務に従事した職員	火葬業務	0千円	1体処理につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	76,337 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	255 千円
支給実績（令和3年度決算）	109,074 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	347 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ①配偶者 6,500円 ②子 1人につき10,000円 ③父母等 1人につき6,500円 ④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき5,000円	同じ	—	46,881 千円	264,867 円
住居手当	借家又は借間に居住し、月額16,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給されます。 ①月額27,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-16,000円 ②月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 ③月額61,000円以上の家賃を負担している職員 28,000円	同じ	—	29,142 千円	255,636 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円	同じ	—	38,604 千円	132,660 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。 30,000円＋加算額 ※加算額は距離に応じて6,000円～53,000円	同じ	—	720 千円	360,000 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に在所する公署に勤務する職員に支給されます。 (給料月額＋扶養手当)×20/100 4年目まで (給料月額＋扶養手当)×10/100 5～6年目まで 7年目以降なし	異なる	支給割合が一部異なる	2,653 千円	442,113 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 役職に応じて31,000円～58,000円	同じ	—	24,996 千円	568,091 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日及び平日(午前0時から午前5時までの間)において、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき6,000円又は9,000円	異なる	支給額が異なる	1,065 千円	31,324 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	837,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副市長	668,000 円	926,000 円 /	637,000 円
	教育長	617,000 円	775,000 円 /	571,000 円
報 酬	議 長	389,000 円	505,000 円 /	328,000 円
	副議長	329,000 円	450,000 円 /	285,000 円
	議 員	310,000 円	420,000 円 /	270,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副市長	3.30 月分	役職加算	20%
	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副議長 議 員	3..30 月分	役職加算	20%
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	837千円×在職年数×600/100	2,009万円	任期毎
		668千円×在職年数×360/100	962万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

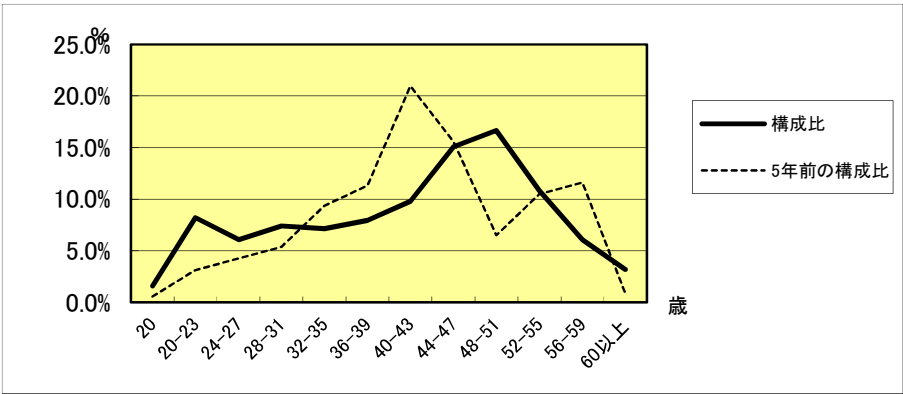
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5	0	
	総 務	99	103	4	業務増加による増
	税 務	19	20	1	再任用職員(短時間)配置を正職員配置に転換
	労 働	5	3	▲ 2	県派遣終了(雇用促進関係)
	民 生	41	43	2	業務増加による増
	衛 生	34	35	1	業務増加による増
	農林水産	26	28	2	業務増加による増
	商 工	7	8	1	再任用職員(短時間)配置を正職員配置に転換
	土 木	26	26	0	
	計	262	271	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.05 人)
	教育部門	40	42	2	
	小 計	302	313	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.57 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.65 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	7	7	0	
	水 道	17	17	0	
	交 通	6	6	0	
	下 水	9	10	1	管理職(水道部長)を水道部門から変更
	そ の 他	23	25	2	業務増加による増
	小 計	62	65	3	
合 計		364 〔396〕	378 〔396〕	14 〔 0 〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.81 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員を除く。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 、 23歳	24歳 、 27歳	28歳 、 31歳	32歳 、 35歳	36歳 、 39歳	40歳 、 43歳	44歳 、 47歳	48歳 、 51歳	52歳 、 55歳	56歳 、 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 6	人 31	人 23	人 28	人 27	人 30	人 37	人 57	人 63	人 41	人 23	人 12	人 378

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	30年	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	255	259	257	260	262	271	16 (5.9 %)
教育	40	43	42	40	40	42	2 (4.8 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計	295	302	299	300	302	313	18 (5.8 %)
公営企業等会計	63	64	63	60	62	65	2 (3.1 %)
総合計	358	366	362	360	364	378	20 (5.3 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 921,508	千円 △ 41,649	千円 106,082	% 11.5%	% 10.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 17	千円 68,914	千円 9,223	千円 26,677	千円 104,814	千円 6,166	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.1歳	327,635	411,253
団体平均	45.7歳	335,310	500,619

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西海市水道事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,569 千円		1,497 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	0.95 月分	(1.35) 月分	0.95 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%	・役職加算	5～15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

西海市水道事業			西海市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
一人当たり平均支給額	一千円	一千円	一人当たり平均支給額	8,053千円	15,045千円

（注）退職手当1人当たりの平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績なし

エ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和4年度決算）	3,260 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	217 千円
支 給 実 績（令和3年度決算）	1,937 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	129 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ①配偶者 6,500円 ②子 1人につき 10,000円 ③父母等 1人につき 6,500円 ④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円	同じ		2,315 千円	231,500 円
住居手当	借家又は借間に居住し、月額16,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給されます。 ①月額27,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-16,000円 ②月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 ③月額61,000円以上の家賃を負担している職員 28,000円	同じ	-	864 千円	172,820 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円	同じ		1,581 千円	98,788 円

Ⅱ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間の状況

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
勤務時間	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※休憩時間は、平成20年4月1日から廃止。

2 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	消化率
11.8	30.9%

※取得状況は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までのものです。

3 休暇制度の概要

休暇の種類		付与要件	付与日数
年次有給休暇		職員の請求	年20日を限度に付与
公傷休暇		職員が公務による負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
病気休暇		職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
療養休暇		職員の結核性疾患による療養	必要と認められる期間
生理休暇		女性職員が生理日に勤務が困難な場合	必要と認められる期間
特別休暇（主なもの）	骨髄移植のための休暇	骨髄液の提供に際する検査、入院等	必要と認められる期間
	結婚休暇	結婚式等の行事	7日以内
	産前休暇	8週間（多胎妊娠14週間）以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回 各30分以内
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入院の付き添い等	2日以内
	育児参加休暇	産後産後又は小学校就学前の子の育児	5日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年5日以内
	忌引休暇	親族の死亡	1日～10日
	父母の追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事	1日
	夏季休暇	7月から9月期間における休暇	3日
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	年5日以内
	介護休暇	親族が疾病等で介護が必要な場合	6ヵ月以内（無給）
組合休暇		許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年30日以内（無給）

Ⅲ 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和4年度）

1 分限処分（地方公務員法第28条）

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			6		6
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由の場合					0
合 計	0	0	6	0	6

2 懲戒処分（地方公務員法第29条）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合				1	1
合 計	0	0	0	1	1

IV 職員のサービスの状況

1 サービスに関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

2 職員のサービス規律の確保

令和4年度においては、次に掲げる通知などにより、職員のサービス規律の確保に努めました。

日 付	内 容
令和4年6月8日	参議院議員通常選挙におけるサービス規律の確保について
令和4年7月19日	職員のサービス規律の確保及び綱紀の肅正について
令和4年12月14日	職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について
令和5年3月9日	地方統一選挙におけるサービス規律の確保について

V 職員の研修の状況（令和4年度）

1 職員研修の状況

研 修 名	受講者数
新規採用職員研修	32
消防学校研修	16
自治体DX推進に向けたマインドチェンジ研修(課長補佐～係長級)	8
自治体DX推進に向けたマインドチェンジ研修(首長～部課長級)	7
債権管理研修	3
次世代マネージャー研修	6
出納事務と予算決算研修	1
法制執務研修(基礎編)	1
税務職員初任者研修	5
徴収職員初任者研修	1
精神・発達障害しごとサポーター養成	5
市町村アカデミー研修(使用料等の滞納債権の回収強化)	2
自治体DX推進に向けたマインドチェンジ研修(首長～部課長級)	10
全国市町村国際文化研修所研修	1
自治体DX推進に向けたマインドチェンジ研修(課長補佐～係長級)	12
デジタル人材の育成研修	3
会計基礎研修	1
人材育成研修	1
会計基礎研修	2
複式簿記入門研修	4
新任課長研修	2
組織マネジメント力向上研修(現任課長級)	5
採用担当実務研修	1
自治体DX推進に向けたマインドチェンジ研修(主査級～一般職級)	5
次世代マネージャー研修	1
プレゼンテーション研修	1
主事級研修	3
市町村住民税担当者研修	2
OJT指導力向上研修	1
新任係長研修	2
メンタルヘルス研修	1
WEBセミナー「自治体DXの進め方」	1
主査・主任級研修	2
戸籍事務担当者研修	6
行政法基礎研修	12
主査・主任級研修	5
トップセミナー	2
中都市中堅職員合同研修	3
法制執務研修(応用編)	1
主事級研修	4
自治体DX推進に向けたマインドチェンジ研修(主査級～一般職級)	25
主事級研修	2
契約事務研修(Web)	1
次世代リーダー研修	4
契約事務研修(Web)	7
コミュニケーション力向上研修	2
チームビルディング研修	2
問題解決・発想力向上研修	1
自治大・学校 人材育成担当部局幹部セミナー	2
防災・危機管理研修(オンライン)	3
専門職研修(社会福祉士)	1
民法基礎研修	2
ハラスメント防止研修	3
イノベーションUP研修(産官学連携)	1
タイムマネジメント研修	3
合計	240

VI 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和4年度)

1 職員の福祉制度

項目	実施主体	概要
共 済 制 度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付及び保健事業等を行っています。 ※各共済組合制度による
	公立学校共済組合長崎支部	
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上労働災害を受けた場合、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。 (令和4年度 認定件数 3 件)

2 職員の健康診断の状況(令和4年度)

項目	受診者数	実施主体
定期健康診断	222人	西海市役所
人間ドック(1日、2日)	141人	長崎県市町村職員共済組合

3 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和4年度)

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0件